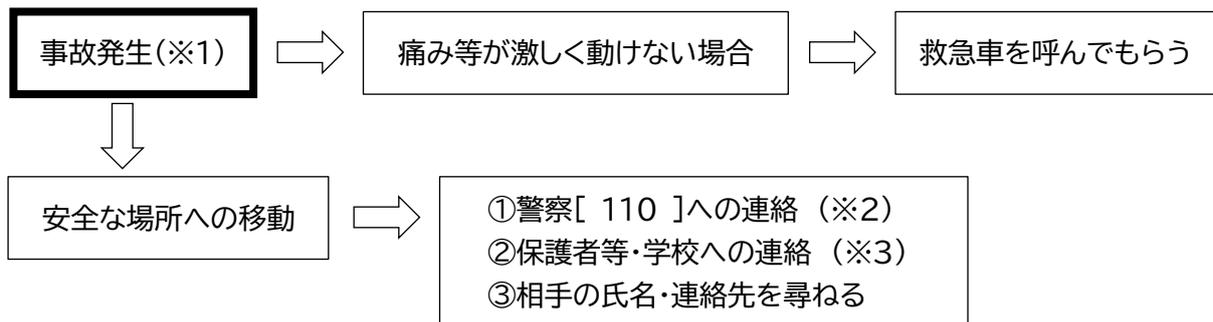


事故に遭遇した場合のフローチャート

《 被害者の場合 》



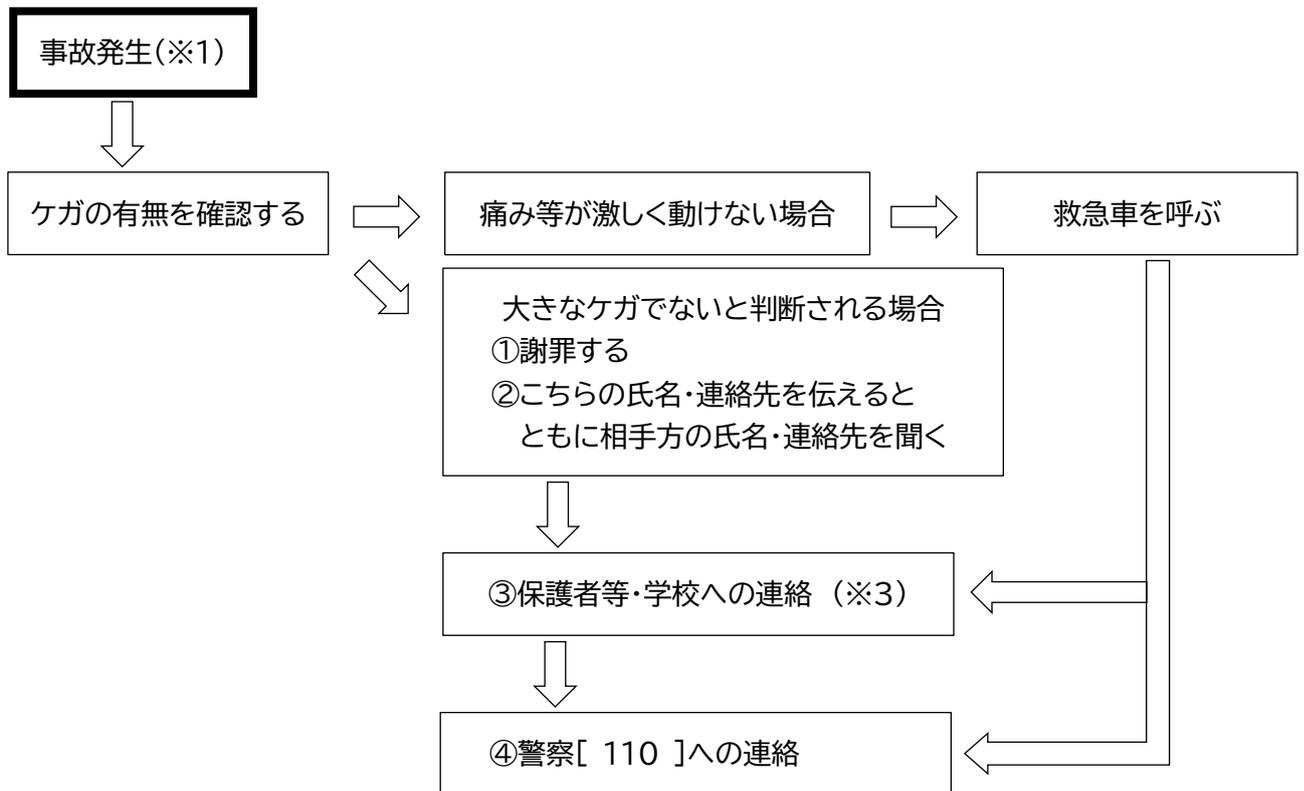
※Google フォーム連絡先(通常の欠席・遅刻等連絡のもの) →

<https://forms.gle/JKrhmdfG97EPxJwJ6>

戸畑高校 0938710928



《 加害者となった場合※4）、加害者となったかもしれないと判断される場合※5） 》



※1 事故とは衝突・追突だけでなく、接触による転倒等も含む。

※2 相手(の大人)をお願いをする。

※3 スマホ・ケータイを所持している場合は自分で、ない場合は相手か、最寄りの人にしてもらう。
(5W1H)誰が、いつ、どこで、誰と、なぜ、どのように、怪我の程度を説明する。

※4 こちらが自転車乗車中で、相手が歩行者もしくは自転車乗車しているなど。

※5 相手が高齢者の場合、接触していなくても、急な飛び出しに驚いて転倒し、それが原因で骨折することもある。

自動車・オートバイク・自転車で事故にあった場合は、道路交通法により、交通事故の当事者は警察に対する事故の報告を義務づけられている(道路交通法 72 条)。

これに違反すると 3 ヶ月以下の懲役または罰金刑が適用される可能性がある(道路交通法 119 条)。

自転車も道路交通法上の「車両(軽車両)」であるため、事故当事者になった限り、自転車の運転手にも事故の報告義務がある。

車椅子・担架・AEDの配置図

